

(5) 市税・車両等

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
納税	市税を亡くなられた方の口座から引落ししている方	口座振替の再申込	対象者には、残期分納付書と口座振替依頼書を送付します。 引き続き口座振替による納付を希望する場合は、口座振替依頼書を返送いただくか、窓口にお持ちください。詳しくは、右記窓口へお問合せください。	<div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; text-align: center;">市役所</div> <p>納税課 (本館 2 階) TEL:20-5330 FAX:20-5339</p>
	納税組合加入の方	納税組合員異動の届出	納税組合を通さずに残期分を納付することを希望する場合は、納税組合員異動届(脱退の手続きに必要な書類)を送付します。右記窓口へ連絡してください。	
	市税還付金がある方	還付金振込先口座の届出	対象者には、後日、市から過誤納金還付通知書兼請求書を送付しますので、返送いただくか、窓口にお持ちください。	
	市税に未納がある方	納付書の再発行	右記窓口へお問合せください。	
	納税通知書の送付先変更が必要な方	送付先変更の届出	相続人の住所が亡くなられた方と異なり、送付先の変更を希望する場合は、次の窓口に提出してください。 市・県民税、軽自動車税…市民税課 固定資産税、都市計画税…資産税課	<div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; text-align: center;">市役所</div> <p>市民税課 TEL:20-5306 FAX:20-5748</p> <p>資産税課 TEL:20-5315 FAX:20-5771</p>
軽自動車税(種別割)	原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(福井市ナンバー)をお持ちの方 ※軽自動車、普通自動車、125cc超の二輪の手続きは、P.14へ	<p>毎年4月1日現在の所有者(名義人)に課税されますので、名義変更・廃車はお早めにお手続きください。</p> <p>名義変更</p>	<input type="checkbox"/> 相続人(新所有者)の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 自動車損害賠償責任保険証明書(農耕作業車は不要) [手続期限] 相続の日から <u>15 日以内</u>	<div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; text-align: center;">市役所</div> <p>市民税課 (本館 2 階) TEL:20-5306 FAX:20-5748</p> <p>市民課(証明係) (本館 1 階) TEL:20-5739 FAX:20-6032</p> <p>美山・越廼・清水 連絡所 (P.17)</p>
	廃車	<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> ナンバープレート [手続期限] 亡くなられた日から <u>30 日以内</u>		
固定資産税	固定資産をお持ちの方 共有名義の固定資産の代表者である方	登記の変更または未登記家屋の名義変更が完了するまでの納税義務者の指定	翌年度以降の固定資産税等を納める方の届出が必要です。 後日、市から原則死亡届の届出人に申告書を送付しますので、返送いただくか、窓口にお持ちください。 所有者に関するご不明な点等は、右記窓口へお問合せください。	<div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; text-align: center;">市役所</div> <p>資産税課 (本館 2 階) TEL:20-5315 FAX:20-5771</p>
	未登記家屋をお持ちの方	未登記の家屋の名義変更	<input type="checkbox"/> 相続関係図 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の出生から死亡までの除籍謄本(確認後原本返却) <input type="checkbox"/> 相続人の現在戸籍(確認後原本返却) <input type="checkbox"/> 関係者全員の印鑑証明書を添付した遺産分割協議書、公正証書による遺言状など、権利を取得することがわかる書類(確認後原本返却) 詳しくは、右記窓口へお問合せください。	